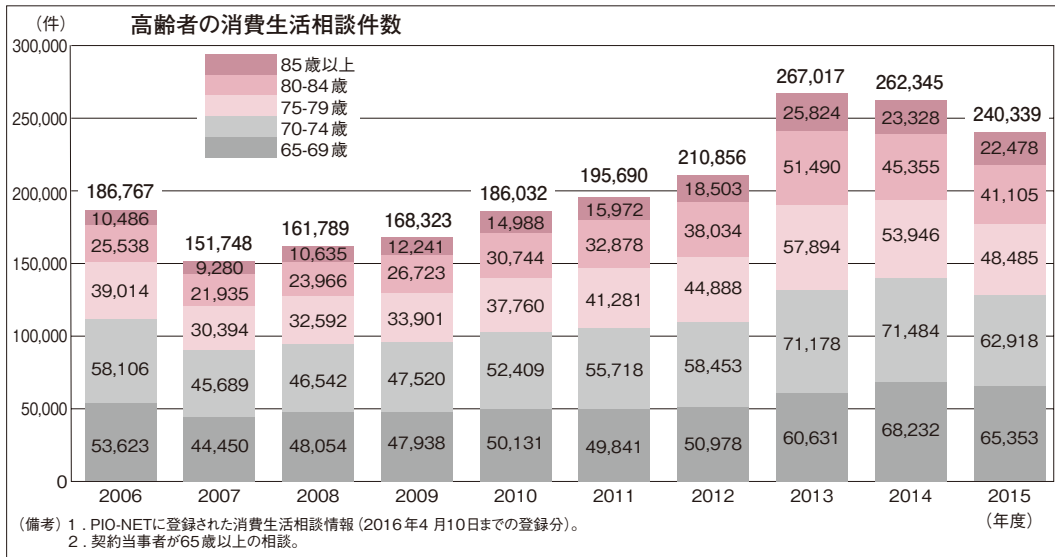


*1 平成28年版消費者白書119頁。2010年と2015年を比較すると、65歳以上の高齢者の人口は15%増だが、相談は約30%増となっている。



高齢消費者被害の現状と対策

1 高齢消費者被害の現状

社会の高齢化のスピード以上に

高齢者の消費者被害が増えてきている*1。高齢者の消費者被害については、次の五つの原因が指摘されている。①自宅にいる機会が多いこと②「お金」「健康」「孤独」などの不安に付け込まれやすいこと③資産を保有していること④一人暮らし世帯が増加したこと⑤記憶力・判断力が低下すること。

2 高齢消費者被害の予防救済のために

(1) 高齢者取消権の検討から「つけ込み型勧誘」取消権へ
高齢の消費者が悪質業者に狙われていることは、昭和60年の豊田商事事件の頃から言われてきており、高齢消費者保護が必要なことは古くから課題とされてきた。最初に提唱されたのは高齢者取消権であった。未成年者取消権とパラレルに、判断力の低下した高齢者保護のために必要であると制度が議論された。

弁護士
国府 泰道 (こくふ・やすみち)

しかし、高齢者の契約能力は個人差が大きく、未成年者と違い、年齢だけで画することができないことから、高齢者取消権の制度化の議論は、前に進まなかった。

高齢者取消権に代る被害救済措置として具体化したのが、消費者契約法による契約の取消である。消費者の判断能力低下や不安な心理状態につけ込んで契約を締結させたような場合、契約の効力を維持する必要性に乏しいことから、不実告知や困惑型勧誘の場合と同様に契約取消権を認めるものである。そのようなものとして消費者契約法4条3項は、「困惑類型」として1号から8号までの類型の勧誘行為に契約取消権を認めることになった(平成30年改正)。

(2) 見守りの強化による高齢消費者保護
高齢消費者被害の予防と救済のために次に意識されてきたのが、見守りネットワークである。地域の福祉関係者など高齢者の身近にいる者が高齢者を見守ることにより、消費者被害から高齢者を守り被害救済につなげていく

うという仕組みである。これが法制化されたのが消費者安全確保地域協議会である。消費者安全法の平成26年改正で取り入れられた*2。

既に福祉の分野でも防犯の分野でもネットワーク作りが言われてきており、さらに消費者行政の分野でもネットワークを作ろうとするのは屋上屋を重ねることになつてしまつたので、むしろ既存の福祉分野の見守りネットワークに消費者被害の予防救済の見地からの取組みと構成メンバーの補充をするといったかたちで進められてきている。

(3) 不招請勧誘規制
悪質な事業者は消費者への無用な接触をさせないことにより、未然に被害を防止しようというのが不招請勧誘規制である。訪問販売お断りステッカーや録音電話装置での自動応答機能を使用して勧誘を拒絶する方法がある。大阪府、京都府、兵庫県、奈良県などの消費生活条例では、これらの拒絶の意思表示に反して勧誘することを不当な取引方法として規制している。各地でも同様の条例改正の動きが広がりつつあるが、これに反対する事業者団体の動きもある。「勧誘を受けたくない」という消費者への勧誘があたかも許容されているかのような事業者団体の主張には大いに疑問がある。

*2 2018年9月末日現在で、全国1788自治体のうち設置されているのは179自治体にとどまっている。